

JAXA 宇宙技術実証加速プログラム  
(JAXA-STEPS)  
公募要領

【2025 年度版】

宇宙航空研究開発機構(JAXA)

## 目次

|                                                    |     |
|----------------------------------------------------|-----|
| 1. プログラムの目的.....                                   | 1   |
| 2. 本プログラムで行う研究開発/実証について.....                       | 2   |
| 2.1. 募集区分と研究開発の目標.....                             | 2   |
| 2.2. 研究開発/実証のカテゴリ.....                             | 3   |
| 3. 公募について.....                                     | 4   |
| 3.1. 応募条件.....                                     | 4   |
| 3.2. 応募資格.....                                     | 6   |
| 3.3. 応募スケジュール.....                                 | 7   |
| 3.4. 応募方法.....                                     | 8   |
| 3.5. 審査の主なポイント.....                                | 9   |
| 4. 契約形態と費用分担.....                                  | 10  |
| 5. 各組織の役割と関係.....                                  | 12  |
| 6. 応募から衛星打上げ迄の流れ.....                              | 14  |
| ＜研究開発公募＞.....                                      | 14  |
| 【Ⅰ】研究開発/実証テーマ提案書の作成から審査・選定までの流れ.....               | 14  |
| 【Ⅱ】選定結果の連絡から研究開発の実施までの流れ.....                      | 15  |
| 【Ⅲ】フィージビリティ・スタディから衛星初期運用までの流れ.....                 | 16  |
| ＜◆教育目的公募＞.....                                     | 17  |
| 【Ⅰ】実証テーマ提案書の作成から覚書締結までの流れ.....                     | 17  |
| 【Ⅱ】採択結果の連絡から衛星初期運用までの流れ.....                       | 18  |
| 打上げサービス事業者（民間ホステッドペイロードサービス含む）の選定から打上げまでの流れ.....   | 19  |
| 7. 打上げに関する条件.....                                  | 20  |
| 8. 知的財産権・成果の取り扱い.....                              | 21  |
| 9. 管理監査体制、不正行為への対応について.....                        | 23  |
| 10. 情報提供・相談窓口の設置について.....                          | 24  |
| 11. その他.....                                       | 25  |
| 資料1 令和7年度研究開発公募における課題スコープ.....                     | i   |
| 資料2 審査の主なポイント.....                                 | ii  |
| 資料3 自己投資に換算する費目の例.....                             | iv  |
| 資料4 JAXA との共同研究相手方が所属する機関における管理監査体制、不正行為等への対応..... | v   |
| 資料5 周波数調整計画及び無線局免許取得計画のご記入にあたって.....               | vii |

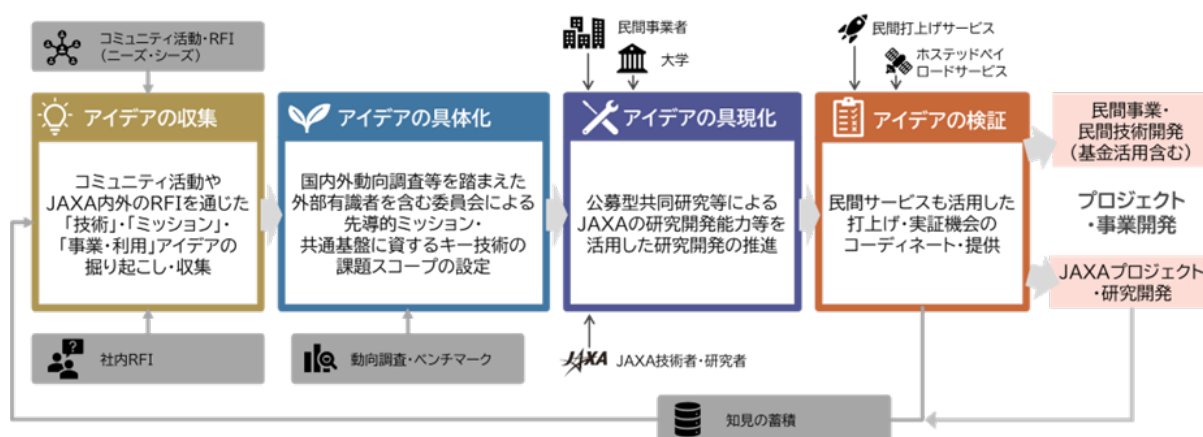
# 1. プログラムの目的

本プログラムは、JAXA 第5期中長期(2025年4月～2032年3月)計画における「官民共創での宇宙利用拡大及び産業振興に資する研究開発等の取組み」の一環として、官民に裨益するミッション・キー技術のPoC(Proof of Concept: 概念実証)を、ワンストップで効率よく(クイックかつタイムリーに)提供する仕組みを実現するものです。

本プログラムの活動を通じ、次の事項を実現することを狙います。

- 官民に必要な将来ミッション・技術を、小型衛星を活用してクイックかつタイムリーに実証することによる「研究開発の牽引・加速」
  - 民間企業、大学、研究機関等を結集して、将来必要となる官民で活用可能な革新的・基盤的なミッション・技術を見極め、各々の強みを活かしてチャレンジングな研究開発を推進し、失敗を恐れずクイックかつタイムリーに実証を繰り返し行う。
  - 国内において「実証機会が不足している」という状況を踏まえ、広く宇宙実証を行う機会を確実に確保・提供する。
  - 実証の結果を踏まえ適時・適切に計画修正を行うことで、研究開発を牽引し、スピード感のある技術獲得を目指す。
- 民間サービスも活用してフレキシブルな実証機会を確保することによる「産業競争力の強化」
  - 定期的かつフレキシブルな実証機会の実現を通じて、研究開発成果の早期市場投入、サプライチェーンへの定着を含む社会実装、及び、輸送サービスの多様化を目指す。
  - 宇宙実証機会の確保にあたっては、民間等の実証サービスや民間小型飛翔機会等を適切に活用することで、JAXAと民間との適切な役割分担の構築とユーザビリティの向上を目指す。
- 研究開発/実証サイクルを通じた小型衛星分野における裾野拡大・コミュニティ醸成による「技術基盤・人的基盤の強化」
  - 国内の小型衛星分野のコミュニティを醸成し、調査・分析から実証まで分野全体の有機的な好循環を実現させるとともに、コミュニティ内の連携を図ることで早い研究開発・実証サイクルを実現させ、研究開発の仮説検証プロセスを加速させる。
  - 早いサイクルでの研究開発・実証を行う仕組みの構築を通じ、研究開発及び産業競争力の根幹を成す技術基盤強化や人的育成を目指す。

本公募要領では、上記を実現するための研究開発/実証テーマの提案を募集するものです。



## 2. 本プログラムで行う研究開発/実証について

### 2.1. 募集区分と研究開発の目標

本プログラムでは2つの募集区分を設けています。

応募者は、各区分の趣旨を理解のうえ、該当する区分を選択して応募してください。

#### ①全事業者向け研究開発/実証公募(以下、研究開発公募)

「研究開発公募」は、将来必要となる官民で活用可能な革新的・基盤的なミッション・技術について、プログラムが設定した課題スコープに対して、研究開発・実証を行う提案を求めるものです。

これらの目的を達成するためには、提案されたミッションに対する概念検証を着実に推進できるだけの研究開発力、技術的知見、組織的体制を有することが重要であり、応募に際してはその点を十分にご確認ください。

##### (1) 研究開発の目標1: 開発プロセスの刷新及び衛星の抜本的な機能向上(協調領域)

衛星開発のコストパフォーマンスを向上させるDX化・製造技術等の開発プロセスを刷新する技術及び共通的に用いられるバス系機能を抜本的に改善する技術の獲得を通じ、衛星利用サービスの国際市場での優位性の確保を目指します。

##### (2) 研究開発の目標2: 挑戦的なミッション系技術の獲得(競争領域)

挑戦的で新しいサービスやミッションにつながる、センサ等のミッション系技術(ミッション固有の要素技術を含む)を早期に宇宙実証することにより、非宇宙分野も含めた民間での宇宙利用拡大、政策課題の解決を目指します。

**※本公募における具体的な課題スコープについては資料1をご参照ください。**

#### ②教育機関向け技術実証公募(以下、教育目的公募)

「教育目的公募」は、限られた打上げ機会を最大限に活用し、教育機関が有する先端的な技術やアイデアの軌道上実証を通じて、研究開発の加速と次世代の宇宙技術者・研究者の育成を支援することを目的としています。

本公募に応募する提案は、上述の目的に合致していることが必須条件となりますが、①研究開発公募で設定されている課題スコープに依拠しない内容での応募も可能です。

なお、本公募により実施される軌道上実証は、本プログラムのFMフェーズにおいて研究開発された部品・コンポーネントや衛星システムとの相乗りによって実現されるため、打上げ余剰枠の見込みや技術的成立性等を踏まえ、公募の実施可否を判断いたします。

公募を実施する場合には、次項 2.2 研究開発／実証カテゴリ にて詳細を記載します。

(本公募への応募者に限り適用する条件等については、以下【◆教育目的公募】として記載いたします。)

## 2.2. 研究開発/実証のカテゴリ

本プログラムで行う研究開発/実証では、資料1に記載する課題スコープに基づき提案者（JAXA・民間企業・大学等）が役割と費用を分担し、共同研究により、ミッション・キー技術の PoC（Proof of Concept: 概念実証）を行います。

研究開発公募における研究開発/実証対象は「部品・機器・ツール/手法」と「衛星システム」の2つのカテゴリに分かれており、エントリーにおいてはそれぞれ技術成熟度に応じて、ミッションアイデアを具体化する「FS（フィージビリティ・スタディ）・フェーズ」と、開発・実証を行う「FM（フライトモデル）・フェーズ」どちらかを選択いただきます。各カテゴリに応じてプログラム事務局より提案者に研究費をお支払いします。

各カテゴリ・フェーズの予算規模、採択件数は、課題スコープごとに設定いたしますが、目安は以下の表の通りです。なお、実証機会については本プログラムが研究費とは別に提供いたします（部品・機器・ツール/手法のカテゴリの場合は、ホステッドペイロードサービスを含め提供します）。

なお、今回の公募では教育目的公募も併せて実施いたします。詳細は以下の◆をご参照ください。

| 募集区分   | フェーズ | 期間    | 部品・機器・ツール/手法               |                    | 衛星システム |              |
|--------|------|-------|----------------------------|--------------------|--------|--------------|
|        |      |       | 採択件数                       | 予算規模               | 採択件数   | 予算規模         |
| 研究開発公募 | FS※  | 1 年程度 | 3-5 件                      | 500～700 万円程度/件     | 3 件    | 2,000 万円程度/件 |
|        | FM   | 2 年程度 | 3-5 件<br>(衛星システム<br>1 件相当) | 5,000～7,000 万円程度/件 | 1 件    | 2 億円程度/件     |
| 教育目的公募 | -    | -     | 募集無し                       | -                  | 若干数    | 提供なし         |

※ FS フェーズで採択されたミッションアイデアは、研究期間中に実現性を検討し、コンセプトを固めてプロジェクト計画を作成して頂きます。研究期間終了後にフェーズ移行審査を実施し、審査を通過した提案については FM フェーズに移行することが可能です。

### ◆教育目的公募の実施について

今年度は研究開発公募に併せて、「衛星システム」を対象に教育目的公募を実施いたします。当該枠組みでの軌道上実証を希望される教育機関の方は、以下の留意事項、次項より記載される応募条件等を十分に理解した上で、ご応募いただくようお願いいたします。

### 【留意事項】

- ・教育機関以外からのご応募はできません（教育機関の定義は 3.1 応募条件を参照ください）。
- ・研究開発公募は共同研究による研究開発の実施を前提としているため、実証機会のみを提供する教育目的公募へ研究開発公募提案者が同時に応募することはできません。
- ・実証する衛星等の研究開発・製造及び打上げ後の運用等に係る費用負担はいたしません。打上げ機会提供のみ（I/F 調整支援含む）を行います。
- ・打上げ時期、軌道条件、搭載形態等は、研究開発公募の計画が優先されます。
- ・研究開発公募の採択件数、相乗りの可否によっては、教育機関向けの打上げ機会提供の採択はなされない可能性がございます。
- ・次項より記載される応募条件等はカテゴリに関わらず全ての提案に適用されるものも含まれるため、全項ご確認・ご理解いただきますようお願いいたします。

## 3. 公募について

### 3.1. 応募条件

研究開発公募への応募に際しては、3.2.応募資格に記載する条件を満たす法人と JAXA の研究者・技術者が連携した体制を構築していることを条件とします。提案者間の体制構築にあたっては、原則として JAXA と民間企業・大学等との間での共同研究に基づく契約形態を対象といたします。共同研究以外の契約形態は、本プログラムの目的に沿わないため対象外となります。

代表提案者の所属は問わず、民間企業・大学等・JAXA いずれも可能なものとしますが、JAXA の研究者・技術者が当該研究開発/実証テーマに実質的に関与し、人的・技術的リソースを提供する提案であることを応募の条件とします。

その際、本プログラム事務局(JAXA)は 5 項・6 項のとおり実証機会の提供を行いますが、JAXA の関与が当該実証機会提供のみの場合は、上記の「JAXA の研究者・技術者が当該研究開発/実証テーマに実質的に関与」に該当しませんのでご注意ください。

#### 【留意事項】

・応募にあたっては、本プログラムで提示している課題スコープおよび審査のポイント等を十分に理解した上で、それらに的確に対応した提案書を作成いただくようお願いいたします。提案内容がこれらの要件と整合していない場合、審査において不利となる可能性がありますので、事前に十分な確認をお願いいたします。

また、宇宙戦略基金事業など他の公的研究開発支援制度もございますので、本プログラムの目的を含め各制度の趣旨をよくご理解いただき、目的に沿った提案を行っていただくようお願いいたします。

・本プログラムでは、プログラムにより開発された衛星の相乗り打上げを想定しております。そのため、打上げの状況に応じて、打上げ条件等の調整をお願いする場合があることを、あらかじめご承知おきください。また、特殊な軌道や打上げ条件を前提とした提案につきましては、相乗り打上げの制約上、採択が困難となる可能性があることも併せてご理解いただけますようお願いいたします。

◆教育目的公募においては、3.2.応募資格に記載する条件を満たす法人であることのみを条件とします。

なお、教育機関の定義は、以下に示す内容に基づくものとしますので、あらかじめご留意ください。

#### ■初等・中等・高等教育機関

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校またはこれらに準ずる各種学校※1

大学(短期大学/大学院/放送大学/医学部付属病院を含む)、高等専門学校、専修学校※2(高等専修学校/専門学校を含む)またはこれらに準ずる各種学校※1。

#### ■各種大学校

各種大学校とは、各種設置法などに基づき、国、独立行政法人および地方公共団体が設置したもので、自治大学校、防衛大学校、気象大学校、航空大学校、海技大学校、水産大学校および農業大学校などを指します。

#### ■大学共同利用機関

国立大学法人法第 2 条第 3 項に規定された大学共同利用機関法人および同条第 4 項に規定された大学共同利用機関を指します。

#### ■その他教育機関

上記以外であって、プログラム運営委員会が認めたもの。

※1. 各種学校とは、学校教育法に規定された「各種学校」を指します。

※2. 専修学校とは、学校教育法に規定された「専修学校」を指します。

※定義についてその他ご不明な点等ございましたら事務局までお問い合わせください。

応募カテゴリ・フェーズに応じた応募条件は次のとおりです。

| 研究開発公募<br>フィージビリティ・スタディ・フェーズ |         | 応募のカテゴリ                                                                                                                                |                                                           |
|------------------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
|                              |         | 部品・機器・ツール/手法                                                                                                                           | 衛星システム                                                    |
| 応募条件                         | 計画の実現性  | 1 年程度後に「部品・機器・ツール/手法」または「衛星システム」の開発を開始し、3 年程度以内に打ち上げることが可能であること。<br>※「ツール/手法」においては、打ち上げの計画は必須とはしない                                     |                                                           |
|                              | 実証対象の規模 | 実証した技術の適用先の衛星規模は規定しないが、実証可能な物理的なサイズは、100kg 級程度の衛星に搭載可能な規模までを想定。                                                                        | 50 kg級 (27U クラス相当) 以下を想定(それ以上は相談の上、判断)<br>※キューブサット規格が望ましい |
|                              | 提案内容    | 資料1に示す課題スコープのいずれかに合致すること。                                                                                                              |                                                           |
|                              | 体制      | 大学等・民間企業・JAXA が連携した提案とすること(少なくとも JAXA と大学等又は JAXA と民間企業のどちらか一方の連携は必須)。代表提案者の所属は問わない。提案内容、研究体制等に応じて提案者(JAXA 及び民間・大学等)間の役割分担を提案書に記載すること。 |                                                           |

| 研究開発公募<br>フライトモデル・フェーズ |         | 応募のカテゴリ                                                                                                                                |                                                             |
|------------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
|                        |         | 部品・機器・ツール/手法                                                                                                                           | 衛星システム                                                      |
| 応募条件                   | 計画の実現性  | 研究開発/実証テーマ開始後すぐにフライトモデル開発を開始し、2 年程度後に打上げ可能であること。                                                                                       |                                                             |
|                        | 実証対象の規模 | 実証した技術の適用先の衛星規模は規定しないが、実証可能な物理的なサイズは、100kg 級程度の衛星に搭載可能な規模までを想定。                                                                        | 50 kg級 (27U クラス相当) 以下を想定(それ以上は相談の上、判断)<br>※キューブサット規格が望ましい   |
|                        | 提案内容    | 資料1に示す課題スコープのいずれかに合致すること。                                                                                                              |                                                             |
|                        | 打上げ条件   | JAXA が指定したホステッドペイロードサービスを活用すること。<br>(ホステッドペイロードサービスの選定にあたり、提案いただいたインタフェース条件の一部を調整により変更いただく場合がございます)                                    | JAXA が指定した打上げ輸送サービスを使用すること。<br>(詳細は <u>7.打上げに関する条件</u> に記載) |
|                        | 体制      | 大学等・民間企業・JAXA が連携した提案とすること(少なくとも JAXA と大学等又は JAXA と民間企業のどちらか一方の連携は必須)。代表提案者の所属は問わない。提案内容、研究体制等に応じて提案者(JAXA 及び民間・大学等)間の役割分担を提案書に記載すること。 |                                                             |

| ◆教育目的公募 |         | 応募のカテゴリ                                                  |
|---------|---------|----------------------------------------------------------|
|         |         | 衛星システム                                                   |
| 応募条件    | 計画の実現性  | 研究開発/実証テーマ開始後すぐにフライトモデル開発を開始し、2 年程度後に打上げ可能であること。         |
|         | 実証対象の規模 | 50 kg級(27U クラス相当)以下を想定(それ以上は相談の上、判断)<br>※キューブサット規格が望ましい  |
|         | 提案内容    | 教育目的であることを条件とする。課題スコープへの合致は問わない。                         |
|         | 打上げ条件   | JAXA が指定した打上げ輸送サービスを使用すること。<br>(詳細は 7 項:打上げに関する条件に記載)    |
|         | 体制      | 3.1 応募条件に記載の教育機関の定義に即した人員の体制であること<br>(JAXA との連携は必須ではない)。 |

### 3.2. 応募資格

本プログラムに応募可能な民間企業・大学等は、次の要件の全てを満たす者とします。

- (1) 日本の法律に基づく法人格を有している民間企業、大学、国立研究開発法人等であること。
- (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始その他これに類する法的倒産手続又は私的整理手続(外国法に基づくものを含む。)開始の申立てはなされておらず、租税公課について滞納処分又は保全差押を受けておらず、手形若しくは小切手の不渡り・支払停止又は手形交換所の取引停止処分を受けておらず、その他信用状態の著しい悪化を生じていないこと。
- (3) 反社会的勢力ではなく、反社会的行為に従事しておらず、反社会的勢力との間に過去・現在又は直接・間接を問わず、取引、金銭の支払い、便宜の供与その他一切の関係又は交流はないこと。また、反社会的勢力に属する者又は反社会的勢力との交流を持っている者が役員として選任され若しくは従業員として雇用されておらず、又は経営に実質的に関与していないこと。
- (4) 法令等及び技術実証契約の規定に従い、技術実証契約を適切に履行するために必要な技術的能力及び経済的能力を有すること。
- (5) 実証テーマが第三者の知的財産権を侵害していないこと。
- (6) JAXA による競争参加資格の停止措置または随意契約の停止措置を受けていない者。
- (7) 他の公的研究開発支援制度(例:宇宙戦略基金事業、SBIR 事業等)において、他の資金との併用が認められていない予算の交付を受けている場合には、当該制度の規定を遵守し、本プログラムにおける活動において当該予算を充当しない提案・計画であること。
- (8) その他、JAXA が不適切と判断しうる事情がない者。

◆教育目的公募においては、研究開発を伴わない公募であるため、(8)の条件は適用外となります。

応募時、JAXA 以外のすべての提案者について、これらの要件に対する応募資格自己申告書(様式 2 最終頁)を提出ください。

### 3.3. 応募スケジュール

|                            |                  |
|----------------------------|------------------|
| 公募開始(応募フォームによる応募予定者の受付開始)  | 2025 年 9 月 29 日  |
| 提案書受付開始(GigaCC ファイル受付サービス) | 2025 年 12 月 10 日 |
| 提案書提出の〆切                   | 2025 年 12 月 17 日 |
| 選定通知・公表                    | 2026 年 2 月頃      |
| 研究開発/実証テーマの開始              | 2026 年 4 月頃      |

スケジュールに変更がある場合は公募ホームページにてお知らせします。

ホームページ URL : <https://www.kenkai.jaxa.jp/jaxa-steps/>

## 3.4. 応募方法

### (1) 応募方法

提案書類の提出には GigaCC ファイル送信サービスを使用いただきます。

まず、以下ホームページの応募フォームより、メールアドレスをご登録ください。ご登録いただいたメールアドレス宛に、応募締切の 1 週間前に、プログラム事務局より GigaCC の案内メールをお送りします。

その後当該メールに記載の GigaCC URL にアクセスし、提出するファイルをアップロードしてください。

ホームページ URL : <https://www.kenkai.jaxa.jp/jaxa-steps/>

### (2) 応募に必要な書類

以下①～⑧について、PDF 形式にて、それぞれ一つのファイルにまとめて、ご提出ください。一人の提案者が複数の提案を応募することも可能ですが、提案毎に研究開発/実証テーマ提案書を分け、一提案ずつ応募受付フォームにて提出ください。

① 【必須】応募申請書(様式1)

② 【必須】研究開発/実証テーマ提案書(様式2-①、2-②)

様式2「研究開発/実証テーマ提案書」に必要事項を記入の上、作成ください。

※ 応募資格自己申告の内容を含みます。必ずご記入ください。

※ 日本語で作成し、文字サイズは 10 ポイント以上としてください。

※ ファイル名は「提案書\_所属\_氏名」としてください。

※ 作成にあたっては次項及び様式に記載の留意事項を参考願います。

※ 研究開発公募の提案は、様式2-①をご使用ください。

◆教育目的公募の提案は、様式2-②をご使用ください。

③ 【必須】提案サマリ資料(様式3)

様式3「提案サマリ」に必要事項を記入の上、作成ください。

※ ファイル名は「\* 提案サマリ\_所属\_氏名」としてください。

④ 【必須】企業概要(様式自由)

※ JAXA 以外の提案者(大学等・公的機関を除く)の概要

※ ファイル名は「企業概要\_所属\_氏名」としてください。

Web サイト等で公開されている「企業概要」やパンフレットの該当ページの写しでも構いません。

様式2「研究開発/実証テーマ提案書 3.(3)①研究実施体制」に記載されている全機関のものを提出ください。大学等・公的研究機関のものは不要です。

⑤ 【任意】補足資料(様式自由)

※ ファイル名は「補足資料\_所属\_氏名」としてください。

### (3) 秘密保持契約書の締結(提案者が希望する場合のみ)

応募に際して秘密保持契約の締結を希望する場合には、両者合意の上、秘密保持契約を締結させていただきます。必要な場合はプログラム事務局にお問い合わせください。

※ 応募情報は、原則非公開です。秘密保持契約締結の有無にかかわらず、提案者の許可なく本事業の目的以外では使用すること又は第三者へ開示することはありません。

## 【留意事項】

- ① 研究開発/実証テーマ提案書の記載内容のほか、応募に際し提出いただいた情報・資料は、原則非公開です。本事業の目的以外では使用せず、提案者の許可なく第三者へ開示することはありません。ただし、本事業の目的（選定や採択後の研究実施に伴う評価）においては提案の評価・選定を行う者又は委託業者等へ守秘義務を課したうえで開示することがあります。また、プログラム事務局や関連省庁の求めに応じて情報開示することがありますので予めご了承ください。
- ② 応募いただく研究開発/実証テーマと同様の内容を他の研究資金に申請している場合（もしくは予定している場合）は、その旨を特記事項として必ず記載するようお願いいたします。
- ③ 応募に際し提出いただいた情報・資料は返却いたしませんのでご了承ください。
- ④ 応募に際し提出いただいた情報・資料に関し、面談を行うことがあります。その場合は、別途連絡いたします。なお、面談に際し追加で提出いただいた情報・資料についても審査の対象となります。
- ⑤ 応募に際し提出いただいた情報・資料に関し、詳細や不明点を照会することや追加資料（財務諸表等）の提出を依頼することがあります。その場合は、別途連絡いたします。なお、追加で提出いただいた情報・資料についても審査の対象となります。
- ⑥ 応募に係る情報・資料の作成及び提出、面談への出席等に要する費用は、提案者にて負担いただくようお願いいたします。
- ⑦ 応募に際して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関連法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）
  - ・研究開発/実証テーマに関する質問・選定結果の通知等、関連する事務連絡に利用します。
  - ・JAXA が開催するセミナー、シンポジウム等のイベント案内や、関連する募集等、JAXA からの情報配信に利用します。

## 3.5. 審査の主なポイント

評価・選定は資料2「審査の主なポイント」の観点で行いますので、研究開発/実証テーマ提案書作成の参考にしてください。

## 4. 契約形態と費用分担

### (1) 役割分担

本プログラムにおいて、代表提案者はプロジェクト・マネージャ(PM)としてフィージビリティ・スタディとりまとめ、部品・機器・ツール/手法／衛星開発、衛星運用のプロジェクト管理を行って頂きます。(プロジェクト・マネージャについては 5. 各組織の役割と関係を参照方)。

### (2) 費用分担

研究開発公募では、研究実施に必要な費用(研究費: 物品費／旅費／人件費・謝金／その他経費)について、研究開発/実証テーマ提案書に記載の JAXA 研究実施部門と他の提案者(民間企業・大学等)間の役割分担に応じて、プログラム事務局から提案者(JAXA 及び民間・大学等)にお支払いします。研究費には、打上げ以降の衛星運用に係る費用も対象とします。ただし、採択にあたり研究経費額を調整することがあります。なお、プログラム事務局が負担できる研究費の費目及び概要は下表のとおりです。

また、プログラム事務局からお支払いする研究費は公的資金であるため、執行にあたっては契約締結時にプログラム事務局が提示する「事務処理説明書」等に従い適切に管理、執行いただきます。

なお、研究開発公募は提案者にとって有効な研究成果を共同で創出することを目指した研究制度であるため、各者が自己のリソース(人員・施設設備・研究開発費等; 資料3 参照)を研究開発に充てていただくことを期待しております。

共同研究契約において JAXA プログラム事務局が負担できる研究費の費目及び概要※1

| No. | 費目              | 概要                                                                           |
|-----|-----------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 物品費             | 研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア(本研究開発/実証専用に限る)、書籍、研究用試薬・材料・消耗品の購入(事務用品や汎用パソコン等は対象外)      |
| 2   | 旅費              | 打合せ・実験のための出張、JAXA の依頼による出張等の旅費(学会参加旅費は本研究開発/実証テーマの成果発表の場合等に限る)(外国出張は事前承認が必要) |
| 3   | 人件費・謝金          | 本研究開発/実証テーマに係る研究員等の人件費、研究協力者への謝金・報酬等                                         |
| 4   | その他             | 上記のほか、本研究開発/実証テーマを遂行するためにかかる費用                                               |
| 5   | 一般管理費<br>(間接経費) | 直接経費に対して一定比率(各機関の規定・実績に準じて設定することが可能、ただし、直接経費の 10%を上限として JAXA が査定)を乗じた額       |

※1これらに該当しない費用(本研究開発/実証テーマと直接関係無いと判断される費用や事業化を行うための費用等)は、提案者自身が負担ください。

### (3) 研究実施における留意事項

#### ①研究倫理に係る不正行為等の防止について

共同研究において JAXA から提供する研究費は公的資金であることから、共同研究を実施する機関は不正行為等の未然防止策の一環として、研究に参画する研究者等に対する研究倫理教育を確実に実施していただくようお願いいたします。その他、不正行為等の防止については 9. 管理監査体制、不正行為等への対応について及び資料 4 をご参照ください。

#### ②再委託について

再委託する場合には再委託先にも契約内容を遵守させてください。

③情報提供について

次の事項についてプログラム事務局より情報提供を依頼する場合がありますので、ご対応をお願いいたします。

a. 研究開発/実証の実施期間中

- ・研究開発/実証の実施にあたり、プログラム事務局から提供する研究費以外に提案者（民間企業・大学等）が提供した自社投資、施設設備、その他リソースについての情報提供。
- ・研究開発/実証テーマにおいて使用した部品等の技術情報の提供。

b. 研究開発/実証の終了後

- ・研究開発/実証の状況や研究成果の事業化状況など、プログラム事務局からの追跡調査への対応。
- ・研究開発/実証成果の事業化に関する情報提供。
- ・研究開発/実証において収集した知見・ノウハウ・教訓、開発・検証手法に関する情報提供。
- ・研究開発/実証において使用した部品や機器に関する情報提供。

④事業等の中止について

各研究の進捗・成果等にかかわらず、本プログラムにおける方針・予算状況により研究の中断や取りやめ等を行うことがあります。

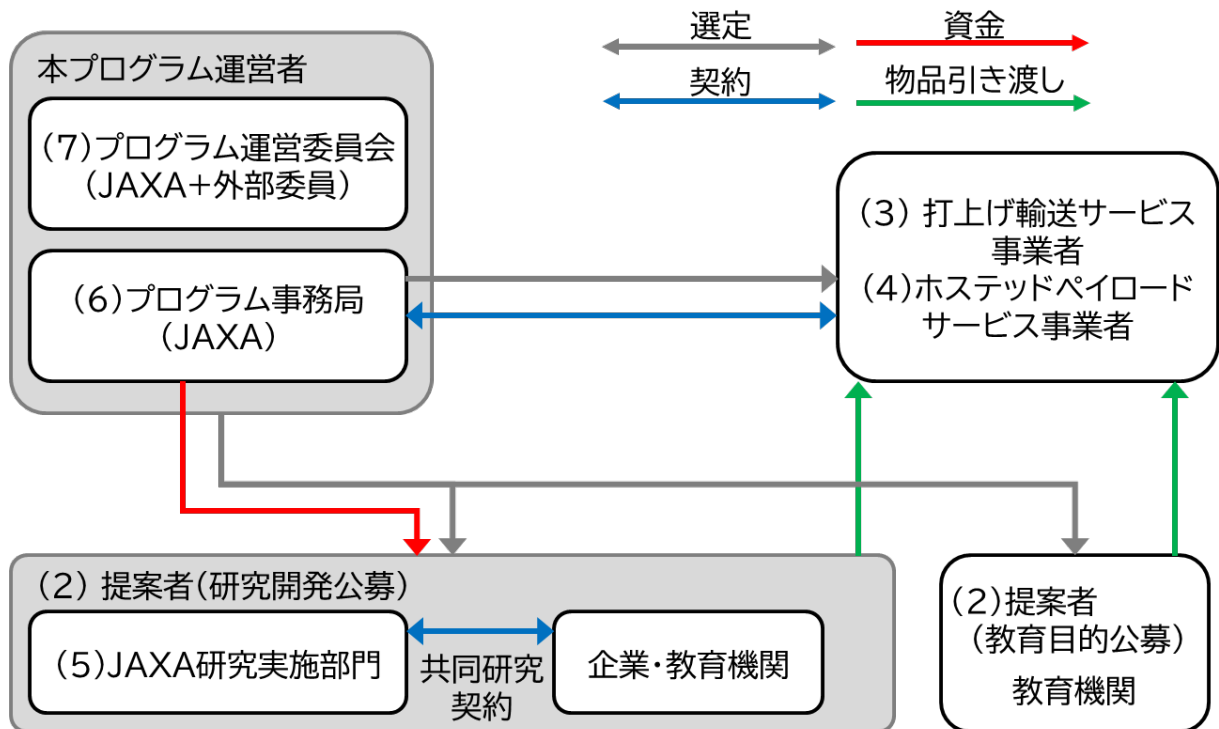
提案者側の都合により研究開発／実証を辞退される場合は、事前にプログラム事務局（JAXA）にご相談の上、辞退の手続き及び共同研究契約解除の手続きを行って頂きます。JAXA が既に部品・コンポーネントまたは衛星システムの引渡しを受けている場合等、打上げに向けた準備が進められており、中止にあたり経費が発生する場合には、返還等に係る経費等を負担いただきます。

## 5. 各組織の役割と関係

本プログラムの実施に関係する組織と役割を以下の通り定義します。

- (1) 代表提案者(PM: プロジェクト・マネージャ)  
研究開発/実証テーマ提案を行い、採択後は研究開発/実証テーマを主導する機関、法人または団体の代表研究者。  
**代表提案者はプロジェクト・マネージャとして、フィージビリティ・スタディとりまとめ、実証部品・機器・ツール/手法・衛星の研究開発と納入、実証段階における運用のプロジェクト管理を行って頂きます。FS/FM フェーズにおいて、プロジェクト・マネージャは、民間企業、大学等、JAXA のいずれの組織に所属する研究者でも担当することが可能です。**
- (2) 提案者  
本プログラムに応募する機関、法人または団体。
- (3) 打上げ輸送サービス事業者  
提案者から受領した衛星の打上げ輸送サービスを提供する。国内の打上げ輸送サービス事業者を想定。
- (4) ホステッドペイロードサービス事業者  
提案者から受領した実証部品・機器の実証サービスを提供する。国内のホステッドペイロードサービス事業者を想定。
- (5) JAXA 研究実施部門  
FS/FM フェーズの提案者のうち、JAXA 側で研究開発/実証を実施する研究者が所属している部門(研究開発部門や宇宙科学研究所等)。
- (6) プログラム事務局(JAXA)  
JAXA にて公募窓口、プログラム運営、打上げ輸送サービス、ホステッドペイロードサービス調達等の関連業務を行う組織。
- (7) プログラム運営委員会 (JAXA+外部有識者)  
課題スコープの設定、提案者からの提案の審査・選定、プログラムの進捗状況および成果等の確認、実証計画の確認、フェーズ移行審査、計画変更の判断等を実施する組織。

・各組織の役割と関係 イメージ図



## 6. 応募から衛星打上げ迄の流れ

### <研究開発公募>

#### 【I】研究開発/実証テーマ提案書の作成から審査・選定までの流れ

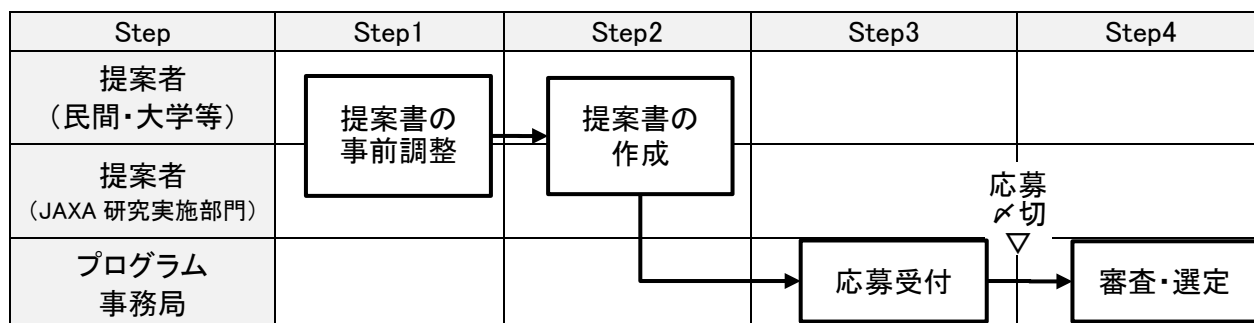


図 6-1 研究開発/実証テーマ提案書の作成から選考まで

#### Step1 研究開発/実証テーマ提案書の事前調整

課題スコープについてアイデアをお持ちの方は、研究開発/実証体制(少なくとも JAXA と大学等又は民間企業どちらか一方との連携は必須)の構築を進めるとともに、提案者間で提案書の作成に向け、事前調整を実施してください。

#### Step2 研究開発/実証テーマ提案書の作成

提案者は研究開発/実証テーマ提案書(様式2)を [3.4 応募方法](#)に従って作成してください。

#### Step3 応募受付

代表提案者は応募〆切前に提案者間の事前調整を完了する必要がありますので、ご注意ください。

#### Step4 審査・選定

応募のあった全案件に関し JAXA 研究実施部門及び外部有識者を含むプログラム運営委員会にて選定を実施します。(必要に応じて対面による審査を実施いたします)

## 【Ⅱ】選定結果の連絡から研究開発の実施までの流れ

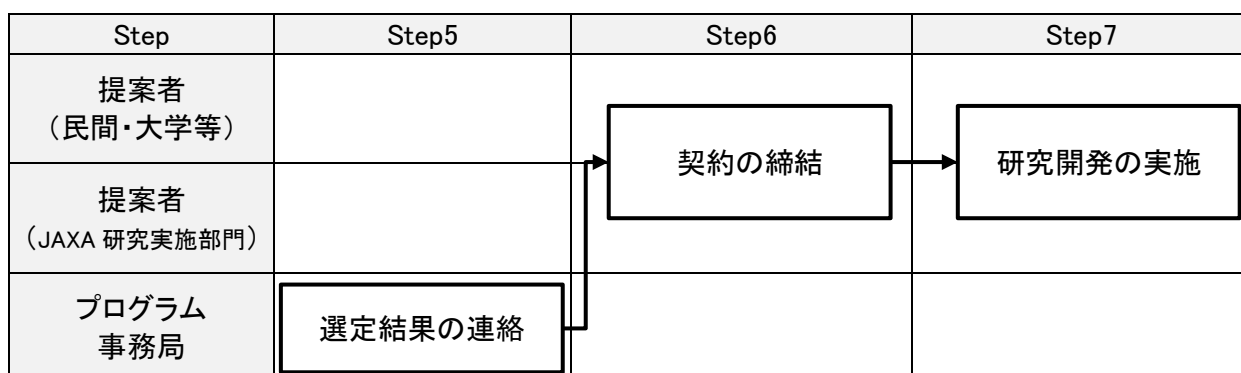


図 6-2 研究実施計画の作成～共同研究(又は委託研究)の実施まで

### Step5 選定結果の連絡

採択内定となった提案については、プログラム事務局より代表提案者に対して、選定結果の連絡とともに、提案者間(JAXA・民間企業・大学等)の共同研究契約締結の依頼をいたします。

なお、採択にあたって、他のフライトモデルとの相乗りを成立させるため、打上げ軌道条件や I/F 条件等について、変更や変更のための検討を条件として付す場合があります。本条件は、下記 Step6 での契約条件と同様に扱います。

### Step6 契約の締結

提案者間(JAXA 研究実施部門と民間・大学等の間)で契約を締結します。契約はプログラム事務局が提示する契約条件(別途提示)を含む形にて締結することとします。契約条件に合意いただけない場合には本採択となりませんのでご了承ください。なお、原則として契約は JAXA 以外の主たる提案機関と JAXA 研究実施部門の 2 者間での契約となります。

### Step7 研究開発/実証テーマの実施

契約を締結後、研究開発/実証を開始します。

フィジビリティ・スタディ・フェーズの採択者は Step8 を実施いただき、フェーズ移行審査(Step 9)を通過した場合、契約は、最終報告(Step12)まで継続します。フライトモデル・フェーズの採択者は、Step10～最終報告(Step12)まで、実施いただきます。

提案者にはシンポジウム等で状況を適宜報告して頂きます。

なお、四半期に1回程度の頻度で提案者及びプログラム事務局にて進捗状況等の確認を目的として、定例会議を実施します。

### 【Ⅲ】フィージビリティ・スタディから衛星初期運用までの流れ

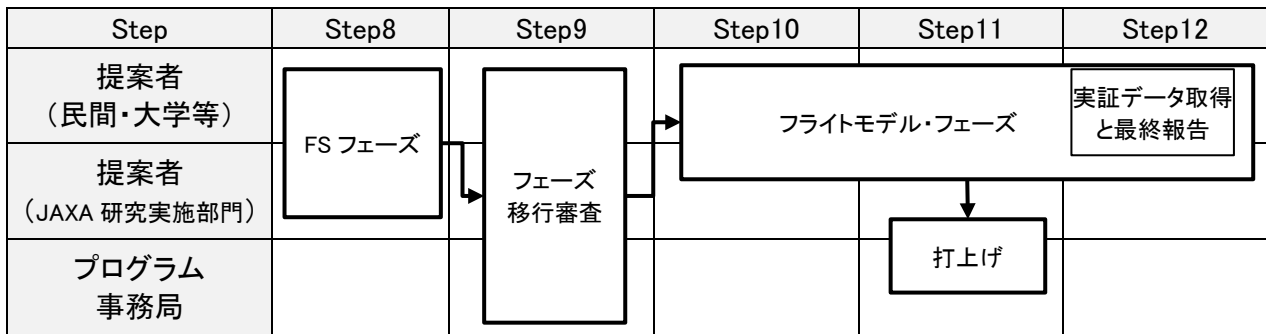


図 6-3 フィージビリティ・スタディ・フェーズ～衛星初期運用/最終報告まで

#### Step8 フィージビリティ・スタディ・フェーズ

提案者は部品・機器・ツール/手法もしくは衛星開発に向け概念モデルの定量的な検討により技術的なギャップの識別を行うとともに、当該ギャップについて実験室レベルでの検証を行い、フェーズ移行審査へ向けてプロジェクト計画を作成して頂きます。プロジェクト計画にはフライトモデル開発に向けた準備が完了していることが判るように記載します。

#### Step9 フェーズ移行審査

プログラム運営委員会がフィージビリティ・スタディ・フェーズでの技術的検討結果とプロジェクト計画を確認することでフライトモデル・フェーズへの移行可否を判断します。(審査は対面にて行います。)

#### Step10 フライトモデル・フェーズ

提案者には2年間程度でフライトモデルを開発・製造して頂きます。この他、提案者は、プロジェクト・マネジメント、インタフェース調整、周波数調整及び無線局免許取得(資料5参照)、宇宙活動法等の対官調整や適合性確認試験・審査、安全審査等を実施して頂きます(詳細は別途)。

#### Step11 打上げ

提案者はインタフェース調整で設定した計画に従って、フライトモデルを実証サービス事業者(部品・機器・ツール/手法カテゴリの場合はホステッドペイロードサービス事業者、衛星カテゴリの場合は打上げ輸送サービス事業者)へ引渡します。実証サービス事業者はフライトモデルをロケットで打上げられるようにし、打上げ輸送サービス事業者が軌道まで輸送します。

打上げサービス事業者(民間ホステッドペイロードサービス含む)の選定から打上げまで具体的な流れは図 7-1 を参照ください。

#### Step12 実証データ取得と最終報告

打上げ後、原則、最大で1年間程度で、実証データの取得、評価までを行えるようにしてください。その後の運用費は本プログラムでは負担できません。

実証データ取得・評価後、最終報告をして頂きます。その際、研究開発/実証活動を通じて得られた様々なレベルでの知見・ノウハウ・教訓(Lessons Learned)の報告もお願いいたします(今後のプログラム参加者への知見共有に活用することを検討していますのでご協力をお願いいたします)。

## <◆教育目的公募>

### 【Ⅰ】実証テーマ提案書の作成から覚書締結までの流れ

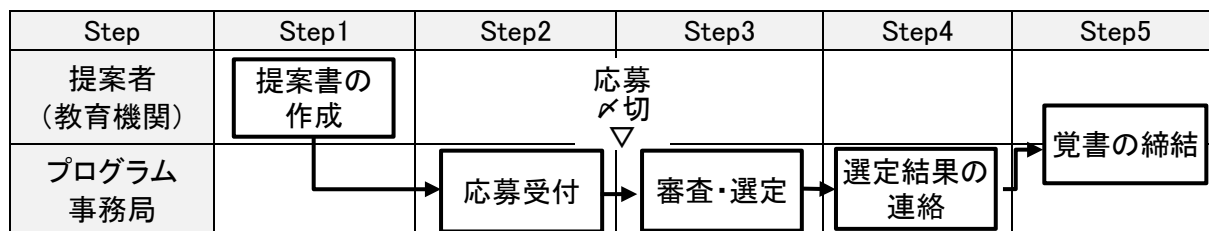


図 6-4 実証テーマ提案書の作成から覚書締結まで

#### Step1 実証テーマ提案書の作成

提案者は実証テーマ提案書(様式 2-②)を 3.4 応募方法に従って作成してください。

#### Step2 応募受付

プログラム事務局にて応募の受付を行います。

#### Step3 審査・選定

応募のあった全案件に関し、外部有識者を含むプログラム運営委員会にて選定を実施します。  
(必要に応じて対面にて実施します。)

#### Step4 選定結果の連絡

採択内定となった提案については、プログラム事務局から選定結果の連絡を行います。

#### Step5 覚書の締結

JAXA と提案者(教育機関)で実証に関する覚書を締結します。覚書はプログラム事務局が提示する条件(別途提示)を含む形にて締結することとします。条件に合意いただけない場合には本採択となりませんのでご了承ください。

## 【Ⅱ】採択結果の連絡から衛星初期運用までの流れ

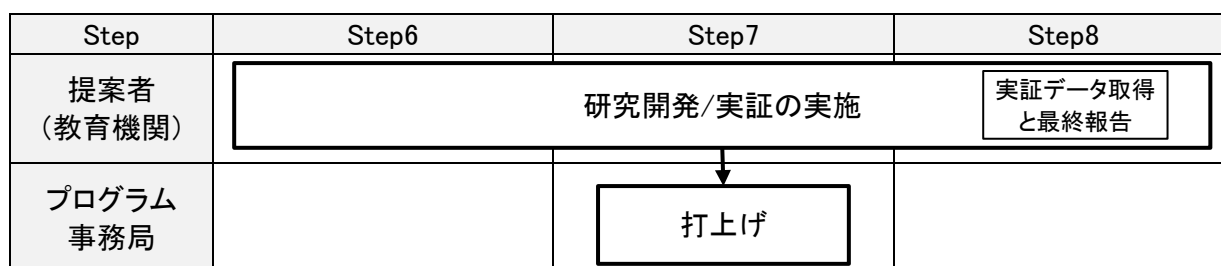


図 6-5 研究実施計画の作成～衛星初期運用/最終報告まで

### Step6 実証テーマの実施

覚書の締結後、研究開発/実証を開始します。提案者には2年間程度でフライトモデルを開発・製造して頂きます。この他、提案者は、プロジェクト・マネジメント、インタフェース調整、周波数調整及び無線局免許取得(資料5参照)、宇宙活動法等の対官調整や適合性確認試験・審査、安全審査等を実施して頂きます(詳細は別途)。また、提案者には、この間、研究開発/実証で得られた成果の活用計画を策定いただきます。

提案者にはシンポジウム等で状況を適宜報告して頂きます。

なお、四半期に1回程度の頻度で提案者及びプログラム事務局にて進捗状況等の確認を目的として、定例会議を実施します。

### Step7 打上げ

提案者はインタフェース調整で設定した計画に従って、フライトモデルを実証サービス事業者(部品・機器・ツール/手法カテゴリの場合はホステッドペイロードサービス事業者、衛星カテゴリの場合は打上げ輸送サービス事業者)へ引渡します。実証サービス事業者はフライトモデルをロケットで打上げられるようにし、打上げ輸送サービス事業者が軌道まで輸送します。

打上げサービス事業者(民間ホステッドペイロードサービス含む)の選定から打上げまで具体的な流れは図 7-1 を参照ください。

### Step8 実証データ取得と最終報告

打上げ1年後を目処に、実証データ取得・評価後、最終報告をして頂きます。その際、得られた成果及び当該成果の活用計画の他、研究開発/実証活動を通じて得られた様々なレベルでの知見・ノウハウ・教訓(Lessons Learned)の報告もお願いいたします(今後のプログラム参加者への知見共有に活用することを検討していますのでご協力をお願いいたします)。

打上げサービス事業者(民間ホステッドペイロードサービス含む)の選定から打上げまでの流れ

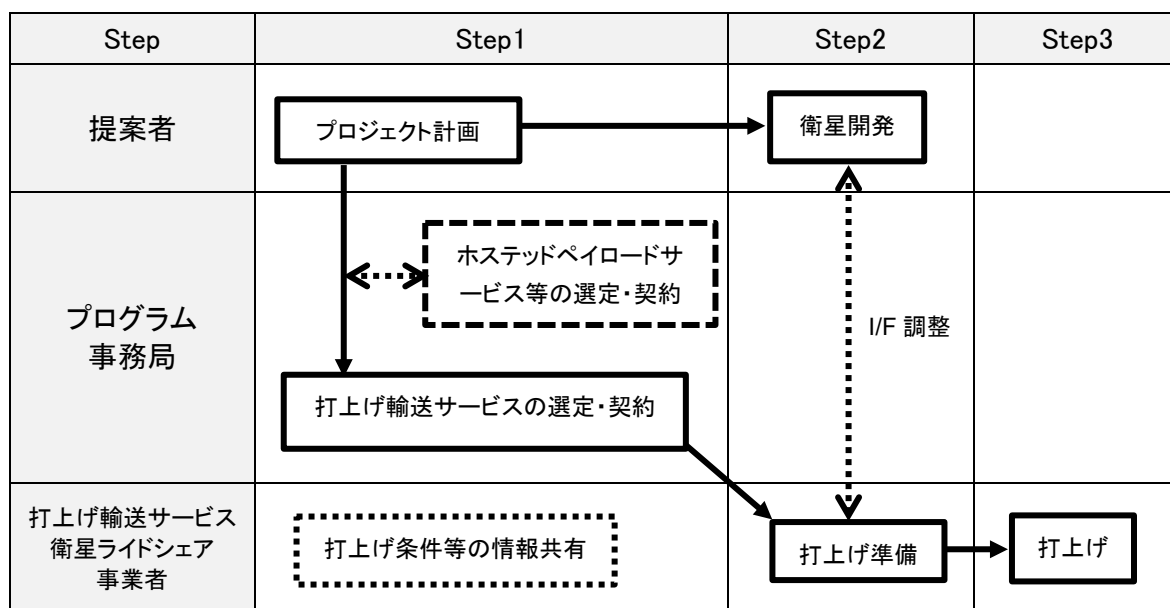


図 7-1 打上げ輸送サービスの選定～打上げまで

## ① 打上げ輸送サービス事業者及びホステッドペイロードサービス事業者の選定と契約の締結

プログラム事務局は提案者が作成したプロジェクト計画及び本プログラムの主旨を踏まえ、総合的な観点から打上げ輸送サービス事業者を選定・契約します。なお、部品・機器・ツール/手法カテゴリにて採択された機関においては、プログラム事務局が衛星バス等の調達のためホステッドペイロードサービス等を選定・契約いたします。

## ② 打上げ準備の実施

ホステッドペイロードサービス事業者は部品・機器側とのインタフェース調整及び実証する部品・機器の衛星へのインテグレーションを実施します。打上げ輸送サービス事業者は衛星側とのインタフェース調整を含めて打上げの準備作業を実施します。

## ③ 打上げ

打上げ輸送サービス事業者は提案者から衛星を受領し、打ち上げます。また、打上げ後、結果をプログラム事務局へ通知し、プログラム事務局は提案者へ結果を通知します。

## 7. 打上げに関する条件

- (1) プログラム事務局が指定した打上げ輸送サービスを使用して頂きます。部品・機器・ツール/手法カテゴリの場合はプログラム事務局が指定したホステッドペイロードサービス事業者の使用を含みます。
- (2) 一度、打上げ輸送サービス事業者及びホステッドペイロードサービス事業者が決まった場合は原則として変更はできません。但し、それぞれのサービス事業者側の責任で打上げ時期や、打上げ条件等が変更され、ミッションの意義・価値に大きな影響を及ぼす場合は、その限りではありません。
- (3) プログラム事務局は打上げ輸送サービス事業者と契約しますが、打上げ軌道投入の成否や打上げ時期に関して保証するものではありません。また、再打ち上げの機会提供も行いません。
- (4) 本プログラムで開発されたフライトモデルは、原則、他のフライトモデルとの相乗りで打上げ・実証となります。このため、提案者の責でフライトモデル引渡し遅延が生じた場合は、他の相乗りフライトモデルとの打上げ時期調整の結果次第では、当初設定した打上げ機会での打上げができない可能性があります。またその場合、再打ち上げ機会の提供は行いません。
- (5) 打上げ輸送サービス事業者及びホステッドペイロードサービス事業者の決定時期については、協議により決定します。

## 8. 知的財産権・成果の取り扱い

### (1) 知的財産権の取扱い

本ミッションで得られた研究成果に係る知的財産権の取扱いは以下のとおりとします。

#### ① 共同研究において生じた発明等の帰属

共同研究の実施により、JAXA 研究実施部門又は民間・大学等のみで発明等を行ったときは、速やかに相手方に通知したうえで、当該発明等に係る知的財産権は単独で所有できます。共同研究の実施により JAXA 研究実施部門と民間・大学等が共同で発明等を行ったときは、民間・大学等及び JAXA 研究実施部門は、速やかに相互に通知することとします。当該発明等に係る知的財産権は共同で所有するものとし、その持分はそれぞれの知的貢献の割合に応じて協議のうえ定めます。

なお、民間・大学等と JAXA が共同で所有する知的財産権については、それぞれが教育・研究開発/実証目的での実施においては無償で利用することができるほか、相手方である民間・大学等が教育・研究開発/実証目的以外での自己実施を希望する場合、JAXA に対し別途締結する契約書にて定める実施料を支払うか、もしくは以下を条件に、JAXA に対する当該実施料の支払いを免除することができます。

(イ) JAXA が負担すべき出願等の管理・維持費用を JAXA に代わって負担すること

(ロ) 一会計年度毎に JAXA へ実績報告すること

また、提案者が第三者への利用許諾を希望する場合、事前に JAXA の同意を得、許諾条件を協議したうえで利用許諾することができます。このとき、利用許諾先を選定した者へ、実施料の配分等の優遇をいたします。

#### ② 通知が必要なもの

提案者に帰属した知的財産権の出願・登録及び自己実施・第三者への実施許諾においては、共同研究契約後に別途提示する事務処理説明書に基づき、JAXA へ通知等を行っていただきます。

#### ③ その他詳細条件については、別途締結する契約書にて定めることとします。

## (2) 成果の取扱い

本ミッションで得られた研究開発/実証成果は、適切な知的財産権の権利化等を行った上で、積極的に外部への発表することを推奨しています。

- ① 研究成果について、JAXA プログラム事務局 が Web サイト、展示会(セミナー、シンポジウム)等で公開する場合があります、協力をお願いすることがあります(研究開発/実証終了後も同様)。
- ② 社会的にインパクトのある研究成果が生じた場合には、プレス発表を行うことがあります。
- ③ 研究開発/実証成果について新聞・図書・雑誌論文等での発表を行う場合や、マスメディア等の取材を受ける場合は、事前に JAXA プログラム事務局にご連絡ください。その場合、本事業による成果であることを明示し、公表した資料について JAXA プログラム事務局へ提出ください。
- ④ 研究開発/実証成果を用いて事業を行う場合には、速やかに JAXA プログラム事務局に報告ください。
- ⑤ 研究開発/実証終了後、JAXA プログラム事務局が実施する追跡調査(フォローアップ)等に協力いただきます。その他必要に応じて、進捗状況の調査にも協力いただきます。
- ⑥ その他詳細条件については、JAXA との間で締結する契約等により定めることとします。

## 9. 管理監査体制、不正行為への対応について

研究開発/実証を実施するにあたり、その原資が競争的研究費等(※1)に準ずる公的研究費であることを認識し、関係する国の法令等を遵守し、研究開発/実証を適正かつ効率的に実施するよう努めることが必要となります。

### (1) 事務処理説明書

研究開発/実証において、民間企業・大学等が JAXA 研究実施部門と共同研究契約を締結する場合、JAXA が契約締結時に別途提示する事務処理説明書等に則り遂行していただきます。

### (2) 不正行為等防止の対策

研究開発/実証に参画する各機関は、研究開発活動の不正行為(※2)、不正受給(※3)及び不正使用(※4)(以下「不正行為等」)を防止する措置を講じることが求められます。研究開発/実証に参加していただく場合は、資料4に基づく対応を行っていただきます。

- ※1. 「研究活動における不正行為等への対応に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定、その後の改正を含む。)において「競争的資金等」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。本公募は、「政府の競争的資金制度」には該当しないものの、公募型の研究資金であることから、競争的資金等に相当する。
- ※2. 研究開発/実証活動において得られたデータや結果の捏造、改ざん及び他者の研究開発/実証成果等の盗用
- ※3. 偽りその他不正の手段によって競争的資金等による研究活動の対象課題として採択されること
- ※4. 研究活動における虚偽の請求に基づく競争的資金等の使用、競争的資金等の他の目的又は用途への使用、その他法令、若しくは JAXA の応募要件又は契約等に違反した競争的資金等の使用

## 10. 情報提供・相談窓口の設置について

将来の課題スコープ検討のための情報収集、JAXA、民間事業者、大学等が連携した提案の促進等を目的として、以下の情報提供・相談窓口を設置しております。

問い合わせをされる際は、下記リンクの相談窓口より「JAXA-STEPS」を選択いただき、件名に以下①又は②の問い合わせ名称を記載願います。

【相談窓口】 <https://aerospacebiz.jaxa.jp/contact/form/>

- ① 小型衛星を活用した新たな技術、ミッションの提案等の情報提供(通年受付)
- ② 公募提案予定者向け JAXA 研究実施部門とのマッチング支援(公募期間外のみ受付)

お持ちの新たな技術やミッションアイデア等のご提供を、心よりお待ちしております。

マッチング支援に関しては、次回以降の公募においても公募告知(課題スコープ公表)から公募開始までの期間を重点マッチング期間と位置付けます。提案を検討されている方で JAXA 研究者との連携にお困りの方は、ぜひ積極的にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

※マッチング支援について、研究内容のミスマッチや研究者の負荷状況等により、研究実施部門の研究者等が見つからない場合もございますこと、予めご了承ください。また、事前調整の実施を以って本プログラムの採択を保証するものではありません。

上記①及び②以外の JAXA-STEPS に関する一般的なご相談・お問い合わせ等については、以下の宛先までご連絡ください。

JAXA-STEPS 事務局 [jaxa-steps\\_info@ml.jaxa.jp](mailto:jaxa-steps_info@ml.jaxa.jp)

## 11.その他

### (1) 法令等の遵守

- ・ 研究開発/実証を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組みを必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、提案者が所属する機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。
- ・ 関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。
- ・ 研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行ってください。

### (2) ライフサイエンスに関する研究を実施する場合は各府省が定める法令がありますので、事前にプログラム事務局までご相談ください。

### (3) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- 各研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、提案者が共同研究を含む各種研究開発/実証活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。
- 日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。従って、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。  
※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、①輸出貿易管理令別表1(外為令別表)及び関連省令に定めるスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と、②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。
- 貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者(特定類型※に該当する居住者を含む)に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。  
※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

○ 経済産業省等のホームページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。  
詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省:安全保障貿易管理(全般) <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省:安全保障貿易管理ガイダンス  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・ 経済産業省:安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku.html>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター <http://www.cistec.or.jp/index.html>

○ 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28(2016)年9月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28(2016)年 11 月 30 日(ニューヨーク現地時間)、国連安全保障理事会(以下「安保理」という。)は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年2月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について(依頼)」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

外務省:国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳(外務省告示第 463 号(平成 28 年 12 月 9 日発行))

URL: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

(4) 共同研究に外国人等※に該当する方が参加する場合の対応について

- 共同研究開始に際して、外国人等に該当する方が JAXA の指定する管理区域に立ち入る場合、また、外国人等に公知または基礎的な科学技術分野以外の情報を提供する場合は、JAXA 内での外国人等受入審査が必須となります。

審査には 2 か月程度要しますので、下記の外国人等の対象者に該当する方が共同研究参加者にいらっしゃる場合は、採択通知後速やかに JAXA プログラム事務局にご相談ください。

※ 外国人等は、外国人(日本国籍を有しない者)、ならびに非居住者及び特定類型に該当する日本人を指します。非居住者については「外国為替法令の解釈及び運用について」(昭和55年11月29日付蔵国第4672号)6-1-5、6(居住性の判定基準)、特定類型については「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け経済産業省通達4貿局第492号)1(3)サ①から③を参照。

- JAXA 内での外国人受入審査に際しては、以下の書類をご提出いただくこととなります。事前にご準備いただくと手続きがスムーズになりますので、ご参考ください。

**参考：外国人受入審査のための必要提出書類**

| 区分                  | 審査前の準備資料                                                                   |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 「外国人等」に該当する方全員      | 氏名（名字は太字にする）、国籍、居住者／非居住者、特定類型の該当有無を示した資料（複数人の場合は、全員分を Excel 等にまとめて記載して提出可） |
| うち居住者の方             | 在留カードの写し（表・裏）・大学以上の経歴が分かる履歴書                                               |
| うち非居住者の方（日本国籍の方を含む） | ・パスポートの写し（表・裏）・大学以上の経歴が分かる履歴書                                              |
| 上記に加え特定類型①又は②該当者の方  | ・該当の根拠となる契約書等                                                              |

- 外国人受入審査に際して、共同研究機関側でも、外国人等に該当する方が共同研究に参加されるにあたり、対象者の方の国籍や、非居住者／特定類型該当有無に合わせて、研究内容を共有して問題ないか、という観点で輸出管理審査を実施しているかを確認させていただきます。共同研究機関側で予め審査実施済みの場合は、可能な範囲で根拠となる規程や審査資料をご提示ください。

(5) 安全衛生管理及び事故発生時の報告について

- ・安全衛生管理につきましては、提案者にて、管理体制及び内部規則を整備の上、労働安全衛生法等の安全関係法令の遵守及び事故防止に努めてください。
- ・共同研究に起因して事故および当該事故に伴う研究者等の負傷等が発生した場合は、速やかに JAXA に対して報告してください。

(6) 公募の中止・変更の可能性について

本公募は、本プログラム運営に必要な予算の状況により、実施時期の変更、内容の見直し、または中止となる場合があります。あらかじめご承知おきください。

以上

## 令和7年度研究開発公募における課題スコープ

応募に当たっては以下の示す課題スコープのいずれに該当するかを応募様式2の2項(3)に明確にしてください。宇宙開発利用部会(第98回) 配付資料 資料98-3「小型衛星に関する新プログラム「JAXA 宇宙技術実証加速プログラム(JAXA-STEPS)」について」もご参照下さい。

|                                       |                              |
|---------------------------------------|------------------------------|
| 研究開発の目標1:開発プロセスの刷新及び衛星の抜本的な機能向上(協調領域) |                              |
| 課題スコープ番号 1-①                          | AI/DX/モデルベース開発を活用した協調領域関連の技術 |
| 課題スコープ番号 1-②                          | 小型化/モジュール化関連技術               |
| 課題スコープ番号 1-③                          | 誘導/制御/データ処理関連技術              |
| 研究開発の目標2:挑戦的なミッション系技術の獲得(競争領域)        |                              |
| 課題スコープ番号 2-①                          | AI/DXを活用した競争領域関連の技術          |
| 課題スコープ番号 2-②                          | 観測センサ技術およびミッション実証            |
| 課題スコープ番号 2-③                          | 測位関連技術およびミッション実証             |
| 自由課題                                  |                              |
| 課題スコープ番号 3                            | 上記の課題スコープによらないが緊要性のある提案      |

※課題スコープ番号3についてはFS/FMフェーズあわせて0～1件程度を採択する予定です。  
また、予算規模は2. 2項の表に示すものと同等の予定です。

## 審査の主なポイント

資料2

### ＜研究開発公募＞

| 大項目            | 中項目                   | 審査のポイント                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 研究開発/実証提案の意義価値 | 課題スコープへの適合性、具体性、強み    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「課題スコープ」に則した提案であるか(自由課題の場合は緊要性が丁寧に説明されているか)。</li> <li>・提案者の保有する強み(技術・研究成果)が活かされる提案となっているか(共同研究による研究開発の利点、効果等を含む)。</li> <li>・官民双方に裨益する提案であるか。</li> </ul>                                                                                                     |
|                | 研究開発/実証目標※            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発・実証によって達成される目標が明確かつ可能な限り定量的に設定されているか。</li> <li>・世界的に見て独創性、あるいは技術的・経済的な観点での優位性があるか(国内外のベンチマークを含む)。</li> <li>・(軌道上での実証を行う場合)軌道上での技術実証意義が高い提案になっているか。</li> </ul>                                                                                           |
|                | 民間事業への適用展開可能性         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品・サービスの事業化における分析結果と優位性が説明されており妥当であるか。(事業モデル、市場分析、競合サービスとの比較・優位性等)</li> <li>・製品・サービスの事業化における目標・計画は明確か(事業目標値、事業実施体制、開発・製品化・販売までのスケジュール、コスト・保守性等を含む事業化後までのロードマップ、想定顧客等)。</li> </ul> <p>特に研究開発の目標1(協調領域)の提案では、普及を行う専任者の選定やコミュニティ活動など、ユーザへの説明・理解の体制や方針があるか。</p> |
|                | その他、研究開発/実証を通じて得られる成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発/実証活動を通して、次世代を担う優秀な人材の輩出に貢献可能であるか。</li> <li>・その他の波及的な効果が見込まれるか。</li> </ul>                                                                                                                                                                              |
| 研究開発/実証計画の妥当性  | 技術的成立性                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容の実現性があるか。</li> <li>・ロケットインタフェースまたは衛星インタフェース条件は明確か。</li> <li>・軌道上運用(地上局整備、運用体制・計画、周波数調整・無線局免許取得等)の実現性があるか。</li> </ul>                                                                                                                                    |
|                | スケジュール                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標達成のために妥当なスケジュールか。</li> <li>・提案テーマの難易度、過去の開発実績等に照らして、実施計画が妥当であるか。</li> </ul>                                                                                                                                                                               |
|                | 資金計画                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な費用が具体化され、それら内容は研究開発・実証計画に対して相応か。</li> <li>・(提案機関(民間事業者・大学等及び JAXA)の自己資金が投入される場合)提案機関が分担する資金規模・資金計画は妥当か。</li> </ul>                                                                                                                                       |
|                | 実施体制                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発/実証の体制が適切に組織されており、企業・大学及び JAXA との役割分担が明確にされているか。</li> <li>・提案機関(民間事業者・大学等及び JAXA)が技術開発力等の技術基盤を有するか。</li> <li>・提案機関(民間事業者・大学等及び JAXA)の人的リソースが十分に確保できているか。</li> </ul>                                                                                     |
|                | LL                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に関連する研究開発プロジェクトの経験がある場合は、その結果(うまく行かなかった要因の分析結果等)が適切に反映されているか。</li> <li>・FS フェーズから FM フェーズへの移行の場合は、FS フェーズでの懸念事項等に対する対策が計画され妥当か。</li> </ul>                                                                                                                |

※JAXAにおける研究開発の進展が期待できる提案であるかどうかとも研究開発・実証の目標に付随する内容として審査する。

＜教育目的公募＞

| 大項目             | 中項目      | 審査のポイント                                                                                   |
|-----------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実証の<br>意義<br>価値 | 実証課題     | ・ 課題の現状を的確に把握し、実証課題が明確な理由に基づき具体的に抽出されているか。                                                |
|                 | 実証目標     | ・ 最終目標が明確な理由に基づき定量的に設定されているか。<br>・ 軌道上での技術実証意義が高い提案になっているか。                               |
|                 | 人材育成の可能性 | ・ 実証活動を通して、次世代を担う優秀な人材の輩出に貢献できる見込みがあるか。<br>・ 実証後の継続的な人材育成プランが説明されており、妥当であるか。              |
| 実証計画の<br>妥当性    | 技術的成立性   | ・ 提案内容の実現性があるか。<br>・ ロケットインタフェース条件は明確か。<br>・ 軌道上運用(地上局整備、運用体制・計画、周波数調整・無線局免許取得等)の実現性があるか。 |
|                 | スケジュール   | ・ 目標達成のために妥当なスケジュールか。<br>・ 提案テーマの難易度、過去の開発実績等に照らして、実施計画が妥当であるか。                           |
|                 | 資金計画     | ・ 必要な費用が具体化され、それぞれの内容が妥当か。                                                                |
|                 | 実施体制     | ・ 実証体制が適切に組織されているか。<br>・ 経営基盤(科研費等含む)、技術開発力等の技術基盤を有するか。<br>・ 人的リソースが十分に確保できているか。          |
|                 | LL       | ・ 過去の関連する研究プロジェクトとの関連がある場合は、その結果(うまく行っていない場合の要因分析を含む)が適切に反映されているか。                        |

### 自己投資に換算する費目の例

ご提案の研究に対して、JAXA プログラム事務局から提供する研究費以外に、提案者が自ら投資、提供する見込みのリソースのうち、下記に該当するものを概算してください。

- ・ 研究開発/実証に使用する設備・備品、資材・部品・試薬等消耗品の物品購入費
- ・ 研究開発/実証に参加する研究者が研究開発/実証に関連して出張等する際の旅費
- ・ 研究開発/実証に参加する研究者の人件費(所属研究者のほか実験補助者等も含む)
- ・ 研究成果の事業化検討等に資する市場調査、知的財産の分析調査等の経費
- ・ 研究開発/実証で使用する自己の施設・設備等の利用料等(金額が換算できるもの)
- ・ 関連する間接経費、一般管理費相当

- ※ なお、研究開発/実証テーマ提案書への記載額やその実績額については、詳細や根拠資料の提示を求めたり、JAXA が額の精査等を行うことはありません。研究開発/実証テーマ提案書への記載額は、選定及び研究開発/実証テーマ実施に際しての参考、または制度運営の参考にさせていただくものであり、公開はいたしません。
- ※ 提案が採択され、プロジェクト計画を作成するときには再委託先の情報についても開示して頂く予定です。

## JAXA との共同研究相手方が所属する機関における管理監査体制、不正行為等への対応

JAXA 側の管理監査体制、不正行為等への対応は、JAXA 内の規程等に基づき処置することになりますが、共同研究の相手方においては以下に示す方針に基づき、適切に対応いたします。

### (1) 公的研究費の管理・監査の体制整備等について

- ・ 提案者は、共同研究の実施にあたり、その原資が競争的資金等[※1]に該当する公的研究費であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、共同研究を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、不正行為等[※2]を未然に防止する措置を講じることが求められます。
- ・ 具体的には、「研究活動における不正行為等への対応に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、受託機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、研究費の適正な執行に努めるとともに、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講じる必要があります。

※1.「研究活動における不正行為等への対応に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定、その後の改正を含む)において、「競争的資金等」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。本公募は、「政府の競争的資金制度」には該当しないものの、公募型の研究資金であることから競争的資金等に相当する。

※2.「不正行為等」とは、以下に掲げる「不正行為」、「不正使用」及び「不正受給」を総称していいます。

- (ア)「不正行為」とは、研究活動において得られたデータや結果の捏造、改ざん及び他者の研究成果等の盗用
- (イ)「不正使用」とは、研究活動における虚偽の請求に基づく競争的資金等の使用、競争的資金等の他の目的又は用途への使用、その他法令、若しくは応募要件又は契約等に違反した競争的資金等の使用
- (ウ)「不正受給」とは、偽りその他不正の手段によって競争的資金等による研究活動の対象課題として採択されること

### (2) 研究倫理教育の実施

- ・ 提案者は、不正行為等を未然に防止する取組みの一環として、共同研究に参画する自己の研究者等に対して、研究倫理教育を確実に実施してください。
- ・ JAXA プログラム事務局は、提案者が適切に研究倫理教育を実施しない場合は、研究費の全部又は一部の執行停止等の措置をとることがあります。

### (3) 公的研究費の管理条件付与及び間接経費削減等の措置

- ・ 公的研究費の管理・監査及び研究活動の不正行為への対応等に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された、又は、不正の認定を受けた提案者については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に則り、JAXA から改善事項及びその履行期限を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、当該提案者に対して支払う全研究経費にかかる一般管理費の削減、全研究経費の配分停止等必要な措置等ができるものとします。

#### (4) 不正行為等の報告及び調査への協力等

- ・ 提案者に対して不正行為等に係る告発(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む。)を受け付けた場合又は自らの調査により不正行為等が判明した場合(以下、「告発等」という。)は、予備調査を行うものとし、不正使用又は不正受給にあつては「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に則り、告発等の受付から 30 日以内に、また、不正行為にあつては「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に則り、提案者があらかじめ定めた期間内(告発等の受付から 30 日以内を目安)に、告発等の合理性を確認し本調査の要否について書面により JAXA に報告してください。
- ・ 本調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査対象、調査方針及び方法等について JAXA プログラム事務局と協議しなければなりません。
- ・ 提案者は、本調査が行われる場合、あらかじめ定められた期間内(不正使用又は不正受給にあつては告発等の受付から 160 日を目安に最長 210 日以内、不正行為にあつては本調査の開始後 150 日以内を目安)に調査結果(不正行為等に関与した者が関わる競争的資金等に係る不正行為等を含む。)、不正発生要因、監査・監督の状況、提案者が行った決定及び再発防止計画等を含む最終報告書を書面により JAXA に提出してください。
- ・ 提案者は調査により、研究終了後であっても、研究者等による不正行為等の関与を認定した場合(不正行為等の事実を確認した場合も含む。)は、調査過程であっても、速やかに JAXA に報告しなければなりません。また、調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、JAXA の求めに応じて、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければなりません。
- ・ 提案者は、最終報告書を上記の提出期限までに提出することができないときは、本調査の進捗状況及び中間報告を含む調査報告書、並びに報告遅延に係る合理的な事由及び最終報告書の提出期限等に係る書面を上記の提出期限まで JAXA に提出し承認を受けなければなりません。
- ・ 最終報告書の提出期限を遅延した場合、又は、JAXA が報告遅延の合理的な事由を認めない場合は、間接経費の一定割合削減等の措置を行います。
- ・ 不正行為等が行われた疑いがあると JAXA が判断した場合、又は、提案者から本研究以外の研究者等による不正行為等への関与が認定された旨の報告があった場合は、研究事業化計画費の使用停止の措置を行う場合があります。
- ・ 報告書に盛り込むべき事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」をご参照ください。

## 周波数調整計画及び無線局免許取得計画のご記入にあたって

本公募では、研究開発公募の Step10(フライトモデル・フェーズ)、教育目的公募の Step6(実証テーマの実施)で、提案者は周波数調整及び無線局免許取得を実施して頂くこととしています。また、資料2(審査のポイント)で「軌道上運用(地上局整備、運用体制・計画、周波数調整・無線局免許取得等)の実現性があるか」としています。

この周波数調整・無線局免許取得は、国際電気通信連合(ITU)で定める無線通信規則及び国内の電波法令に基づき、無線局の免許人となる提案者において実施頂く必要があります。また、JAXA が免許人となる場合は、ITU 周波数調整の前に宇宙機関間の周波数調整が必要となり、また、アマチュア衛星を検討する場合は、ITU 周波数調整の前に日本アマチュア無線連盟(JARL)経由で国際アマチュア無線連合(IARU)調整が必要となります。

本公募では、研究開発公募の FS フェーズ(1年程度)の場合で FM フェーズ(2年程度)に移行できた場合に早ければ3年後の打上げ・実証が想定されます。研究開発公募の FM フェーズ(2年程度)、教育目的公募(2年程度)の場合は、早ければ2年後の打上・実証が想定されます。

周回衛星等で利用する電波については打上の3年程度前に総務省に相談を開始することが一般的ですので、提案者は総務省を始めとする関係機関に早めに相談することが必要です。

周波数調整・無線局免許取得は、JAXA 内外で衛星プロジェクトのリスクとして認識・報告されています。本資料及び以下の総務省電波利用ホームページをよく確認した上で、宇宙実証のスケジュールを見据えた計画を立てるようにしてください。周波数帯によっては使用不可又は周波数調整及び無線局免許取得が困難になる場合や、打上に間に合わなくなる場合があります。

### 〔参考サイト〕

○周波数の国際調整について(総務省)

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/freq/process/freqint/index.htm>

○人工衛星等のアマチュア局(アマチュア衛星)について(総務省)

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/others/amateur/confirmation/amasat/>

## (1) 国際周波数調整及び無線局開設の免許手続を行う体制

周波数調整及び無線局免許取得の手続を行う担当者を記載してください。記載した担当者毎に、国際周波数調整及び無線局開設の経験や支援体制、無線従事者免許の有無・取得予定などがあれば記載してください。

(補足:無線局の運用の際には必ず無線従事者免許を取得された方の所属が必要となります。手続担当者とは別でも結構です。)

## (2) 国際周波数調整及び無線局開設の免許手続を行うスケジュール

宇宙実証の想定時期を明示した上で、国際周波数調整及び無線局開設の免許手続に係るスケジュールを示してください。「様式 2-① 3(2)⑥本ミッションを達成するまでの全体スケジュール」(研究開発公募)又は「様式 2-② 3(2)⑥本ミッションを達成するまでの全体スケジュール」

(教育目的公募)に追記してもかまいません。いずれにしても、全体スケジュールと整合を図って下さい。例えば、無線設備をパッキング等してしまうと落成検査ができなくなるので、適合性確認試験・審査、安全審査等から適切に逆算してください。

(補足: JAXA が免許人となる場合は、ITU 周波数調整の前に宇宙機関間の周波数調整が必要となり、また、アマチュア衛星を検討する場合は、ITU 周波数調整の前に日本アマチュア無線連盟(JARL)経由で国際アマチュア無線連合(IARU)調整が必要となるため、どちらとも通常よりも周波数調整及び無線局免許取得にかかる期間が長くなることにご注意ください。地球局調整や、地球局の免許申請が必要になる場合もあります。そのため、アップリンク/ダウンリンク、周波数帯ごとに免許人(予定)を表に記入し、必要な手続を確認した上でスケジュールを示してください。)

(補足: 免許が取得できると考える根拠、あるいは取得のための課題があれば記して下さい。特にアマチュア衛星は、無線局開設の目的や、無線局免許人になれるかに十分ご留意下さい。近年、申請内容がアマチュア無線帯の使用目的に合致しないことから、日本アマチュア無線連盟(JARL)・国際アマチュア無線連合(IARU)の承認が得られにくい事例が増えています。)

(補足: 周波数の割当てを受けられる無線局の範囲は、「周波数割当計画」(令和6年総務省告示第402号)に規定されています。同計画に合致しているかご確認の上、周波数帯を記載してください。現在、検討されている無線システムで利用する周波数について、場合によっては利用ができない場合も想定されます。その可否は総務省(お近くの総合通信局)の電波窓口で相談をして確認する必要があります。)

### (3) 宇宙実証で使用する無線通信システムの概要・系統図

衛星系統図を人工衛星等と地上局、管制指揮所等を明示の上で図示してください。

(補足: アップリンク/ダウンリンクの別・周波数帯・用途を矢印毎に記載してください。)

(補足: 地球局は設置場所及び設置・運用者を記載してください。なお、地球局の免許人がJAXA/NASA/ESA等の宇宙機関の場合、地球局を利用する衛星側にも宇宙機関間で定めるSFCG 勧告・決議が適用されるのでご注意ください。)

